

東ト協助成事業

平成29年度 準中型免許取得（限定解除）助成事業 実施要綱

平成29年4月1日
一般社団法人東京都トラック協会

（目的）

第1条 この要綱は、一般社団法人東京都トラック協会（以下「東ト協」という）が実施する準中型免許取得（限定解除）に係る助成金（以下「助成金」という）の交付に関して必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 本助成事業の対象となる準中型免許取得（限定解除）とは、平成19年6月2日の道路交通法改正以降に普通自動車免許（車両総重量5トン未満、最大積載量3トン未満）（5トン限定準中型免許）を取得した者が、平成29年3月12日の道路交通法の改正により新設された準中型免許（車両総重量7.5トン未満、最大積載量4.5トン未満）の車両を運転することができるよう限定を解除することをいう。

（助成対象）

第3条 助成対象は、東ト協会員事業者（以下「会員事業者」という）であり、その会員事業者に在籍するトラック運転者に対し、指定自動車教習所等に於いて前条に掲げる自動車免許の取得に要した費用の一部について助成を行うものとする。

（助成交付額）

第4条 助成金の交付額は、第2条により準中型免許の取得に要した費用（指定自動車教習所等へ支払った費用）で、取得者1人あたり5,000円とし、1社4名を上限とする。
なお、国等から助成金が交付されている場合、あるいは運転者個人が免許取得費用を支払った場合には助成金を交付しない。

（助成対象期間）

第5条 平成29年4月1日から翌年2月28日までに第2条により準中型免許を取得し、助成金交付申請書を提出したものを対象とする。
但し、平成29年3月12日以降の取得分について、助成要件を満たしている場合には遡って助成対象とする。
なお、受付期間内であっても予算額に達した時点で受付を終了する。

（助成金の申請手続き）

第6条 会員事業者が助成金の交付を受けようとする場合には、東ト協所定の様式「準中型免許取得（限定解除）助成金交付申請書」（様式1）に必要事項を記入押印の上、①指定教習所発行の領収書（5トン限定解除による準中型免許の取得教習であることが判別できない場合には、別途明細書等を付すこと）、②運転免許証の写し、③在籍証明（助成金請求直前勤務日の運転日報、点呼簿、運転者台帳、賃金台帳のいずれか1点（写））を添えて東ト協へ請求することとする。

（助成金の支払）

第7条 東ト協は、第6条の請求に基づき精査確認の上、適正と認めたときは会員事業者へ助成金を支払う。
2 会員事業者から提出された書類の内容に不備又は虚偽の事実が判明した場合は、助成金を交付しない。
また、助成金交付後に虚偽の事実が判明した場合は、その該当会員事業者に対し助成金の返還を求める。

（附 則）

本要綱は平成29年4月1日より施行する。